

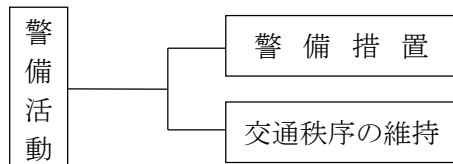
第11節 警備活動

【基本方針】

1. 趣旨

管内に大規模な地震災害が発生した場合には、住民の生命、身体、財産を保護するため、川本警察署災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備諸活動に警察の総合力を発揮して対処する。

2. 対策の体系



【実施内容】《川本警察署》

1. 警備体制

① 警備本部の設置

大地震が発生したときは、川本警察署に川本警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

② 警察職員の参集、招集

別に定める「川本警察署災害警備計画」による。

③ 警備部隊の編成及び運用

別に定める「川本警察署災害警備計画」による。

2. 警備措置

① 災害情報の収集

ア. 初期段階

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| a. 家屋、ビル等の倒壊状況 | b. 主要道路・橋梁の損壊状況 |
| c. 火災の発生状況 | d. 死傷者、行方不明者等の状況 |
| e. 住民の避難状況 | |
| f. 電話、電気、水道、ガス等のライフライン及び交通機関の被害状況 | |
| g. 重要施設等の被害状況 | |

イ. その後の段階

- | | |
|-------------------------|------------------|
| a. 被災者の動向 | b. 被災地、避難所等の治安状況 |
| c. 流言飛語の発生状況 | d. 交通規制の実施状況 |
| e. 防災関係機関による災害応急対策の進捗状況 | |
| f. ライフライン等の復旧状況及び見通し | |

3. 避難誘導

- ① 避難指示等は、原則として町長が行うが、火災、山（崖）崩れ等の危険が切迫している場合において、町長が指示することができないと認められるときは、署長（特に急を要するときは現場の警察官）の判断により避難の指示を行う。

警察官が避難の指示を行った場合は、直ちに町長に対して、日時、対象、避難先等を通知する。

- ② 大火の発生等、広域に渡って災害の発生が予想される場合には、避難の指示を行う前であっても関係市町村長と協議の上、病人、高齢者、障がい者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等の要配慮者に対し、あらかじめ指定する指定緊急避難場所又は安全な地域の親戚、知人宅等に避難するよう指示する。

4. 救出・救護

① 措置要領

- ア. 倒壊家屋の密集地域及び病院、学校、駅並びに山（崖）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。
- イ. 救出した負傷者は、応急処置をした後、消防、日赤等の救護機関に引継ぎ病院等に収容する。
- ウ. 救出活動に当たっては、見張り員の配置、装備資機材の活用に細心の注意を払うなど、二次災害の防止措置を講じて行う。

② 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、重機保有事業者の協力を得て、迅速かつ効果的な救出活動を行う。

5. 交通秩序の維持

本編第3章第12節「交通確保、規制」による。

6. 死体の検視、見分

① 検視場所等の確保

検視は、邑南町との協議及び関係施設管理者の協力を得て、検視場所、遺体安置場所を確保して行う。

② 関係機関の協力確保

検視は、島根県医師会、島根県歯科医師会、邑南町長その他関係機関の協力を得て行う。

③ 身元不明死体の措置

身元不明死体は、見分後、事後の身元確認手続きに備えて所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影する等の措置をとった後、当該死亡地を管轄する市町村長に所持金品と共に引き渡す。

7. 行方不明者の調査及び迷い子等の保護

① 相談所の開設

警察署、駐在署その他適当な場所に「災害相談所」を設置する。この場合において、当該相談所に「行方不明者・迷い子相談所」を併設し、届出受理、照会、相談等に対応できる体制を整える。

② 行方不明者の措置

- ア. 捜索願いを受理したときは、指定緊急避難場所、病院その他の関係先に必要な手配を行い、該当者の発見に努める。
- イ. 多数の行方不明事案が発生したときは、必要な捜索班を編成し、大規模な被害が発生した地域を重点的に捜索しその発見に努める。

③ 迷い子等の措置

- ア. 迷い子を保護したときは、捜索願届との照合及び指定緊急避難場所、病院その他の関係先に必要な手配を行い保護者の発見に努める。
- イ. 保護した迷い子のうち、保護者等の引取人がいない者及び保護者等が容易に判明しない者については、児童相談所又は福祉事務所又は町に通告し、又は引き継ぐ。

8. 地域安全対策

① 各種パトロールの実施

被災地、指定緊急避難場所その他警戒を要する施設等に対するパトロールを行い、窃盗等のほか、乳幼児の連れ去り等国際的視野による各種犯罪の予防検挙に当たる。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

② 地域安全情報の提供

住民の要望、苦情等を収集・分析し、災害情報、生活関連情報等の必要な情報を広報紙等各種広報媒体を通じて広く住民に提供する。

③ 災害相談所の開設

災害相談所を開設し、被災者の安否確認、困りごと等の各種相談に対処する。

9. 救助要請

災害警備上必要があるときは、警備業協会その他の関係機関・団体等に県災害対策本部を通じ又は直接支援要請等を行う。

10. 惨事ストレス対策

警備活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、警備機関は必要に応じて、県警本部等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 交通確保、規制

【基本方針】

地震発生時には、崖崩れによる土砂の堆積や路面の陥没や亀裂、橋梁、電柱、沿道に面する建築物の倒壊等により、道路が通行不能状況に陥り、避難する車両や人が殺到して交通麻痺になることが予想される。

そのため、各道路管理者及び防災関係機関の協力により適切な交通規制を実施し、混乱の防止を行う。又、重点的な応急復旧作業を行い避難救出、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図る。

【実施内容】

1. 道路混雑・被害状況の把握

町は関係機関と連携をとり、交通混雑及び道路被害状況を積極的に調査把握し、災害対策本部に連絡するとともに、県及び関係機関に報告する。

2. 緊急輸送路の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、又は避難路として確保するため、重点的に応急復旧する路線として緊急輸送路の確保を図る。

3. 応急対策の実施

① 復旧活動

災害の状況と緊急度に応じて各道路管理者との連携を図り、復旧を実施する。実施責任者は、当該道路の管理者とする。

② 復旧資機材等の確保

町内各地域の復旧資材・機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する体制を確立する。

③ 協力要請

町長は、管理する道路の応急復旧が不可能もしくは困難な場合は、県知事又は隣接市町村及び自衛隊の応援を要請する。

4. 交通規制

災害が発生した場合、町は川本警察署と協力し、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、次の要領により歩行者及び車両等の通行を禁止又は制限する。

① 第一次的には、発生した直後における緊急の措置として、人口集中地域を中心にその周辺を含めた幹線道路について、緊急自動車及び災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして確認を受けた車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

第二次的には、被害状況に応じ第一次的交通規制を解除し、路線別、車種、用途別又は時間別、車両（緊急通行車両を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

② 上記①により規制を受けている以外の道路については、その道路状況により通行を禁止し、又は制限する。

③ 上記①～②の措置をとった場合は、関係機関に通知するとともに県、日本道路交通情報センター及び報道機関等を通じて避難者、運転車等一般住民に対して適時適切な広報をする。

④ 車両の通行を禁止又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち適切な交通規制を行うようにする。

⑤ 規制の標識等

交通規制をしたときは規定の標識を立てる。

ただし、緊急のため規定の標識をすることが困難・不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて遮断等の措置をとるとともに現地において交通整理等に当たる。

ア．規制標識

道路法及び道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規則様式第2に定める様式によって表示する。

イ．規制条件の表示

道路標識に次の事項を表示する。

- | | |
|-----------|----------|
| a．禁止制限の対象 | b．規制する区間 |
| c．規制する期間 | d．規制する理由 |

ウ．う回路の表示

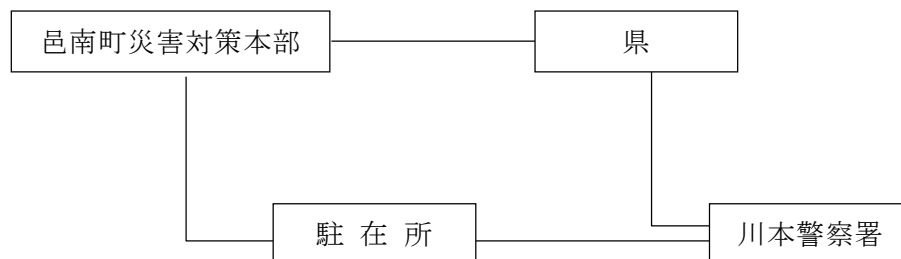
規制を行ったときは、適当なう回路を表示する等、一般交通にできるかぎり支障のないよう努める。

⑥ 報告書

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知する。

ア．系 統

各機関への報告等は次の系統による。



イ．報告事項

各機関は、通知等に当たっては次の事項を明示して行う。

- | | |
|--------------|----------|
| a．禁止制限の種別と対象 | b．規制する区間 |
| c．規制する期間 | d．規制する理由 |
| e．う回路その他の状況 | |

5. 通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

通行禁止等の対象とされる車両の運転者の義務の内容は、次のとおりである。

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該区間に在る車両の運転者は、速やかに車両を当該区間以外の場所（区間外又は道路外の場所）へ移動しなければならない。
- ② 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域内に在る車両の運転者は、車両を道路外の場所へ移動しなければならない。
- ③ ①及び②のいずれの場合も、当該移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- ④ ①、②及び③にかかわらず車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

6. 路上放置車両等に対する措置

- ① 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を行うものとする。
- ② 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第3項又は第4項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。
- ③ 道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の6第1項から第4項までの規定に基づき必要な措置を行うものとする。
- ④ 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配慮する。

7. 緊急通行車両の確認

公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行車両の確認は県（県防災危機管理課、県央県土整備事務所）又は公安委員会（県警察本部交通規制課、川本警察署、交通検問所）において行い、緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

8. 道路啓開

① 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

ア 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

イ 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

② 道路啓開作業の実施

ア 啓開資機材等の確保

町は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

第13節 緊急輸送

【基本方針】

災害発生時には、町及び防災関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、防災関係機関及び運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保する。

【実施内容】

1. 対象となる人員及び物資の範囲

① 第1段階

- ア. 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資
- イ. 消防、水防活動等、火災の拡大防止のための人員・物資
- ウ. 国、県、町災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

② 第2段階

- ア. 上記①の続行
- イ. 食料、飲料水等、生命の維持に必要な物資
- ウ. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

③ 第3段階

- ア. 上記②の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ. 生活必需品

2. 輸送の方法

災害時において、最も迅速な輸送が行われるよう町内の輸送経路のみならず町外からの物資等の輸送を考慮し、県関係機関、隣接市町村、協力団体、警察署等と充分連絡し輸送を行うものとする。

災害時の輸送の方法は次のとおりである。

- ① 自動車輸送 ② 鉄道輸送 ③ 航空輸送 ④ 人力輸送

3. 自動車輸送

自動車輸送は、災害緊急輸送の主体をなすものであり、車両の確保調達等により行うものとする。

① 車両等の確保

ア. 町有車両等の確保

災害時における町有車両の確保は、他のすべてに優先することを原則とする。

イ. 町有以外の車両の確保

災害対策輸送について町有車両以外の車両を必要とするときは、町内の営業用、自家用等車両の所有者又は管理者に対して車両出動の協力を要請するものとする。

車両出動の協力を要請された車両の所有者又は管理者は、他に優先してこれに協力するものとする。

ウ. 車両等の確保の協力要請

町内において車両等の確保ができないときは、県及び隣接市町村に対し車両確保の応援

を要請するものとする。

② 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に従事する車両は、緊急通行車両としての確認手続をスムーズにするため、公安委員会（県警察本部交通規制課、川本警察署）、もしくは県防災危機管理課に事前に届出をして、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておくものとする。

4. 鉄道輸送

被災等の状況により鉄道輸送を必要とするときは、ＪＲ西日本旅客鉄道(株)により輸送を行うものとする。

5. 航空輸送

陸上の輸送が途絶し緊急を要する場合は、次により航空輸送を行うものとする。

① 航空輸送の要請

航空輸送の必要があると認めるときは、県に対し、県の防災ヘリコプター、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターあるいは航空機の出動の手続きを要請するものとする。

② 物資投下が可能な地点の選定

物資投下の地点は、その都度指定することとする。

6. 人力輸送

車両輸送等が途絶し、緊急を要するときは、集落やボランティア団体等の労力奉仕により人力をもって輸送するものとする。

7. 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第14節 浸水、土砂災害対策

第1. 水防対策

【基本方針】

災害発生時には、水門、樋門、ため池等は損傷あるいは破損のおそれがある。町及び施設の管理者は防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。又、町は地震発生による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、平常勤務から水防体制への切換を確実に迅速に行い、水防活動に万全を期する。

【実施内容】

1. 水防組織

- ① 町地域の水防を総括するため、邑南町水防本部を置くものとし、本部長には町長が当たり、本部事務は危機管理係が行う。又、江津邑智消防組合及び関係職員をもって非常事態に対処する。
- ② 水防本部は、邑南町災害対策本部が設置された場合は、邑南町災害対策本部に統括されるものとする。

2. 雨量、水位の通報

危機管理係並びに江津邑智消防組合は気象等予警報が発せられたとき、又は出水のおそれがあるときは、次の要領によって状況を報告するものとする。

① 雨量観測

危機管理係並びに江津邑智消防組合は、気象の予警報が発せられたとき、又は局地的に雨量が平常雨量を超える状態となったときは以後降雨状況によく注意し、1時間の降雨量が20mmを超える場合は、1時間ごとの降雨量を観測して町長に報告する。

② 水位の報告

危険区域の監視者は気象警報の発せられたとき、又は出水のおそれがあると認めたときは、河川の水位の状況を町長に報告し、以後水位の変動についてその時期を失しないよう報告する。

③ 危機管理係並びに江津邑智消防組合の現地巡察

危機管理係並びに江津邑智消防組合は、気象予警報が発せられた場合、又は出水のおそれがある場合において必要があると認めたときは無線車を駆動し、現地の状況を直接把握し、適切な処置をとるとともに、その状況を町長に報告するものとする。

④ 県及び関係機関との連絡

県及び関係機関との連絡は、絶えず有機的に行い情報の収集を図るものとし、町地域内に出水等による被害が発生し又は発生のおそれが増大したときは、直ちに担当事務所へ報告するものとする。

3. 水防用資材の輸送及び補充

水防用資材等輸送の緊急を要する場合、又は水防用資材の補充を要する場合は適宜町地域内の輸送機関、販売業者若しくは所有者に要請し、優先的に協力させるものとする。

この場合協力した輸送機関等の名称又は氏名、車種、使用時間、工程、距離数等を町長に報告するものとする。

第2. 土砂災害対策

【基本方針】

地すべり、土石流、急傾斜地の崩壊等による土砂災害に対する警戒避難体制が円滑に遂行できるよう努める。

【実施内容】

1. 気象予警報の伝達及び受信

気象台から発令される気象予警報の伝達系統又は受信方法は、本章第2節「災害情報収集・伝達計画」により、災害応急対策の初動体制の確立を図るものとする。

2. 情報の収集及び伝達

土砂災害警戒区域に係る災害情報及び伝達は次により行うものとする。

① 情報の収集要領

ア. 警戒区域に係る情報の収集は危機管理係並びに江津邑智消防組合が行う。

イ. 危機管理係並びに江津邑智消防組合は、情報の収集に当たって関係課、川本警察署、県央県土整備事務所、その他の関係機関及び住民から収集し、この場合の収集系統はあらかじめ明確にしておく。

② 情報の内容

警戒区域に係る情報の内容は、次のとおりとする。

ア. 警戒区域及びその付近の降雨量

イ. 急傾斜地の地表水、湧き水、亀裂、竹木等の傾倒

ウ. 人家の損壊等の状況

エ. 住民及び滞在者数

③ 情報の伝達

警戒区域に係る情報を受けた危機管理係は、電話その他の方法により迅速に関係機関に伝達するとともに、警戒区域住民に対しても必要に応じ広報車等により周知させるものとする。

④ 異常現象発見時の措置

異常現象発見時の措置は次によるものとする。

ア. 警戒区域において、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次のうち最も近いところに連絡するものとする。

a. 邑南町役場危機管理係

b. 江津邑智消防組合

c. 県央県土整備事務所

d. 川本警察署

イ. 発見者から通報を受けた上記の関係機関は、その現場の状況を直ちに町役場危機管理係に通報するものとする。

ウ. 通報を受けた危機管理係は建設課に連絡し、県央県土整備事務所と協力して異常現象を調査し、災害防止のための応急措置を講ずるものとする。

⑤ 県央県土整備事務所との情報交換

町は、県央県土整備事務所と常に連絡を密にし、平常時から土砂災害警戒区域に係る情報交換を行うなど対策について検討しておく。

3. 避難及び避難所等

地すべりや土石流、急傾斜地崩壊等の危険が増大した場合の避難及び救出方法等は次のように行い、警戒区域住民の保護に当たるものとする。

① 実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び勧告等を発すべき権限のある者は、本章第7節「避難活

動」によるものとする。

② 警戒体制をとる場合の基準

- ア．時間雨量が 20 mmを超えたとき、又は連続雨量が 100 mmを超えたとき。
- イ．連続降雨などにより地盤がゆるみ、又は斜面に割れ目を発見したとき。
- ウ．強い地震の時や、強い地震後に降雨があるとき。
- エ．その他異常な現象を発見し、危険が予想されるとき。

③ 避難所等

避難所等は本章第7節「避難活動」で定めるそれぞれの場所とする。

4. 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

第15節 施設等の応急対策

【基本方針】

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に速やかに応急復旧工事を実施し、二次災害の防止を図るとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

余震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

【実施内容】

1. 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

2. 交通施設の応急復旧活動

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次により応急対策を実施し、交通の確保及び安全を図るものとする。

① 道路、橋梁の危険箇所の把握

ア. 危険箇所の調査

道路、橋梁の危険箇所の調査は、本章第2節「災害情報の収集・伝達計画」に定める災害状況調査に併せて行い、迅速かつ的確にその状況を把握するものとする。

イ. 発見者の報告及び周知

道路、橋梁の危険箇所を発見した者は、直ちに町長に報告するものとする。

発見者の報告についての周知は、その都度防災行政無線等により一般の注意を促すものとする。

ウ. 県道等の危険箇所の報告

県道等の危険箇所を発見したときは、直ちに県央県土整備事務所に報告し、その応急対策を要請するものとする。

② 応急措置

道路及び橋梁が被災し、又は被災のおそれがあり危険な箇所が発生した場合においては、次により応急措置を実施するものとする。

ア. 交通規制

交通安全と施設の保安が必要となったとき、又は災害時における交通の確保の必要があるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うものとする。

交通の規制を行うときは警察及び県と緊密な連絡を保って実施するものとする。

イ. う回路線の確保

災害のため交通不能となった路線のうち、重要なものについてはう回路線を確保し、これを規制標識に併せ明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

ウ. 緊急修復

災害のため交通不能となった路線で、災害対象物資及び資材等の輸送上特に必要と認めたときは、仮工事を行い緊急輸送の確保を図るものとする。

エ. 応援要請

路線の緊急修復を実施するに当たり、町内関係機関及び施設で早期に施行することがで

きない場合は、県に対し関係機関又は自衛隊の災害派遣等の措置を要請するものとする。

3. 治水施設等の応急復旧活動

① 河川

河川管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

② 砂防施設等

町及び県は、砂防施設等の損傷、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

4. 治山施設等の応急復旧活動

町及び県は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による現状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

5. 社会公共施設の応急復旧活動

① 医療施設

町は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導する。又、災害時には被害のない医療施設等に連絡して人的物的応援を要請する。

② 社会福祉施設等

町は被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、県等と連携をとりながら早期復旧に努める。

6. その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7. 住民への広報活動

町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により二次災害が発生するおそれのある場合等、必要に応じて住民に対し広報する。

第16節 ライフライン施設応急対策

電力、LPガス、上・下水道の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに高度化、複合化されてきており、各施設の相互依存関係は強く、又、住民の依存度も高まっている。

震災時に、こうしたライフライン施設が被災した場合、町の機能に多大な被害を与え住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、それぞれの震災時における活動体制を確立し相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急対策、危険防止のための諸活動を迅速、適切に実施する。

第1. 電力施設対策

【基本方針】

地震災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期かつ的確に把握し、要員及び資器材を確保し応急復旧を迅速に実施する。

【実施内容】

1. 予想される被害状況

① 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア. 人命救助にかかわる医療機関

イ. 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、上・下水道、交通、通信、報道などの防災関係機関

ウ. 被災者収容施設（学校など避難所等に指定された施設）

2. 復旧活動《中国電力ネットワーク㈱》

① 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には電力会社は非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

② 情報の早期収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り情報の収集と伝達を行う。

ア. 保安用社内専用電話、加入電話、移動無線等に加え、さらに衛星通信を使用した強化を図る。

イ. 早期情報収集のため、ヘリコプターの自動出動の制度化及び収集した情報の早期伝達方法を整備する。

③ 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

④ 復旧方法

ア. 変電設備

変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

イ. 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、移動変圧器の利用、他ルートからの送電等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

⑤ 要員及び資器材等の確保

ア. 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じて請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ．資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

3. 広報サービス体制《中国電力ネットワーク㈱》

① 需要家に対する広報サービス

施設の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ等の広報機関その他を通じてPRする。

② 移動相談所の開設

被災地域における需要家の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、速やかに移動相談所を開設する。

③ 防災関係機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

第2. ガス施設対策

【基本方針】

大規模地震の発生時には、ガス導管を始めとして何らかの被災は免れない。このことを前提として、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。

地震発生時には交通網が寸断されると考えられるのでルートの確保をしておく必要がある。

【実施内容】

1. LPガス対策 《LPガス取扱所》

町及び県、LPガス協会は、ガス施設の関係事業者に対し次のことを指導・協力を受けて取り組む。

① 被害状況の把握

適切な緊急措置を講じるため、早急に正確な被害状況の把握に努める。

② 二次災害の防止

ア．危険箇所（倒壊、消失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収箇所の指示

イ．臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用されるLPガスの安全使用と、使用済み小型容器やカセットボンベの処理の指導

③ LPガス消費設備の総点検の実施と早期安全供給の開始

販売業者、保安センター、容器検査所が相互協力し、LPガス消費者の安全総点検を実施するとともに、点検完了家庭から逐次供給を開始する。

④ 動員・応援体制

ア．LPガス販売事業者は、LPガスの事故を知った時は、被災地の防災事業所に通報し緊急体制を整えるとともに、災害対策本部（（社）島根県エルピーガス協会）を設置し、被害を受けた地域の支部長（役員）との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して支援を要請する。

イ．被害の大きさにより、可燃性ガス等による火災、ガスの漏出その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を江津邑智消防組合、川本警察署及び県等の関係行政機関に通報する。

⑤ 電話相談窓口の開設（臨時）

一般家庭、避難所等で応急的なLPガス使用が行われるので、これに対応するため消費者

からの苦情、相談等について電話相談窓口を開設し住民の利便に供する。

第3. 上水道対策

【基本方針】

災害による水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民等が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短時間に復旧するため、水源並びに配水施設の十分な機能を確保し、配水管幹線を最優先とし配水管、給水装置の順に復旧を進め給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

又、この応急給水及び施設復旧は被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

【実施内容】

1. 応急給水対策

本章第18節 第1.「給水計画」に基づき応急給水を行う。

2. 応急復旧対策

- ① 町は、住民の生活用水確保を目途に的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水に努める。
- ② 被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等に応援を要請する。
- ③ 応援復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

3. 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努める。

第4. 下水道対策

【基本方針】

災害が発生した場合、町は直ちに下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

【実施内容】

1. 災害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を二次災害のおそれのある施設等緊急度の高い施設から、順次重点的に実施する。

2. 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定に当たっては、以下の点を考慮する。

- ① 応急復旧の緊急度
- ② 応急復旧工法
- ③ 応急復旧資材及び作業員の確保
- ④ 設計及び監督技術者の確保

⑤ 復旧財源措置等

3. 二次災害防止の緊急措置

施設の災害による二次災害を防止するため、遅滞なく適切な措置を講じなければならない。

① 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障、及びマンホール等からの汚染の溢水に対する措置

② 処理場・ポンプ場施設

ア. ポンプ設備の機能停止に対する措置

イ. 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

ウ. 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置

エ. 燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

第5. 通信施設対策

【実施機関】

西日本電信電話株式会社 島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

【基本方針】

NTTグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

【実施内容】

1. 応急措置と応急復旧

① 応急措置

ア. 重要通信の確保

a 通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

b 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておく。

イ. 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び指定避難所等に特設公衆電話の設置に努める。

・臨時電話の設置

ウ. 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

② 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

ア. 災害対策用機器の活用

イ. 災害用伝言サービスの運用

ウ. 広報活動（拡大防止対策）

エ. 広報車による広報活動を行う。

a 被災地域と被災状況

b 復旧のための措置と復旧見込み時期

オ. 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送

を行政機関に依頼する。

第17節 要配慮者の安全確保

【基本方針】

要配慮者は、地震発生時に自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多いため、地震災害時は被害を受ける場合が多い。このため発災直後の避難誘導からその後の応急復旧に至るまで、その個々の状態やニーズに配慮して、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

又、要配慮者に対する救援救助活動の実施に当たっては多くの人手が必要となるので、町は地域住民や民生児童委員やボランティア等との協力体制を確保する必要がある。

【実施内容】

1. 社会福祉施設入所者等の安全確認

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、施設の防災計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

町は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、他の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア関係団体等に協力を要請する。

③ 被害状況の報告

施設管理者は、町へ被害状況の報告を速やかに行う。

④ 受入先の確保及び移送

町は、要配慮者の個々の状態やニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

⑤ 生活救援物資の供給

施設管理者は、食糧、水、燃料等生活必需品等の備蓄物質を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び町に協力を要請する。

町は、備蓄物質の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

⑥ ライフライン優先復旧

町は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

⑦ 巡回サービスの実施

町は、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し援助を行う。

⑧ 仮設住宅

町は、入所者の選定に当たり、原則として要配慮者を優先的に入居させるものとする。

⑨ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡し、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

2. 在宅要配慮者の安全確保

① 安否確認の実施

町は、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。

その際、あらかじめ作成した在宅の要配慮者のリスト等を活用し、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得て行う。

② 救助活動の実施

町は、自主防災組織等の協力を得ながら在宅の要配慮者の救助を行う。

③ 受入先の確保及び移送

町は、要配慮者の受入先として医療施設、社会福祉施設等を確保するとともに、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所等として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

④ 生活救援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食糧、水、燃料等生活必需品等の備蓄物質の調達及び供給を行う。

⑤ 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行う他、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

⑥ 相談窓口の開設

町は、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回サービスの実施

町は、職員、保健師等によりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

⑧ 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

(1) 町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

ア 町において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置を取る。

- ・地域住民等と協力して指定避難所へ移送する。
- ・必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- ・居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

イ 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を発災後1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

⑨ 児童・ひとり親家庭等に係る対策

1 要保護児童の援護

(1) 町の要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 指定避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、指定避難所の責任者等を通じ、市町村に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ 住民基本台帳や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の援護等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による養育の可能性を探るとともに、児童福祉施設や里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子父子寡婦福祉資金の貸付けを迅速に行う。

2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び市町村や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

(1) 町が実施する対策

町は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

(2) 県の支援活動

県は、町から情報収集するとともに、母子福祉団体と連携し情報収集や情報伝達に努め、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の悩みや要望の把握を行い、必要な施策を実施する。

特に、母子父子寡婦福祉資金の貸付の手続きを迅速に行うとともに、日常生活支援事業の利用を促す。

⑩ 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県及び市町村（消防本部を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

県及び町は、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を英語等の多言語でのホームページ、携帯メールマガジン、パンフレット等により、外国人への情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

県及び町は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第18節 食糧、飲料水及び生活必需品等の供給

災害時においては、多数の住民が瞬時にして住家を失い、あるいは火災等の切迫した状況にあって、精神的に不安な状態にあることが予想される。こうした状況に対し、被災住民を一刻も早く安全な場所に保護し、応急的な救助を行うとともに民心の安定のため迅速かつ適切な広報活動や、生活維持のための最小限欠くことができない飲料水・食糧・生活必需品の給与対策が重要である。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮する。

この他、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できない広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

なお、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1. 給水計画

【基本方針】

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため飲料水を得ることができない者に対し、町は飲料水の確保及び供給に努める。

また、災害救助法が適用された場合「飲料水の供給」については、町長は県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 応急給水、応急復旧体制の確立

町長又は水道事業者は、災害時に備えて浄水場、幹線管路等基幹施設の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐災害性向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するため配水池の増強や緊急貯水槽の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努める。

2. 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

◇ 実施責任者

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	町長	災害救助法第13条
知事が飲料水等の家庭用水の使用禁止を命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者 又は水道用水 供給事業者	水道法 (昭和32年法律第177号) 第40条

3. 担当責任者

飲料水の供給実施の担当責任者は、水道部長（水道課長）が当たり、実施に当たっては総務部長（総務課長）と連絡協議し、消防機関等の応援協力を得て実施するものとする。

救助法適用の場合は、知事の補助機関としてその事務又は業務を分担実施するものとする。

4. 給水実施責任者及び協力者

給水実施するときは、その実施責任者を置き、その責任分担を明らかにし地域毎の実施担当者については、災害の状況により、その都度町職員のうちから指名するものとする。

実施に当たっては、町地域の水道工事業者、簡易水道の管理人、自家水道等の所有者の積極的な協力を求めるものとする。

5. 非常用水源の確保

非常用水源として、次のものを利用して飲料水の確保を図り給水を行う。

- ① 最寄利用可能水道水源の利用
最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。
- ② 耐震性貯水槽等の利用
耐震性貯水槽により応急給水する。
- ③ 受水槽の利用
公共施設等の受水槽を利用して給水する。
- ④ 河川等の利用
比較的汚染の少ない河川水を利用し、ろ水機等でろ過して応急給水する。なお、水源として利用する場合は、あらかじめ公的機関による水質検査を受ける。
- ⑤ 遊休井戸の利用
災害により井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等の可能性もあるので特に十分留意してから使用する。

6. 実施内容

給水活動を迅速にかつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ① 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。
- ② 給水車、トラック等による応急給水を実施する。
- ③ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- ④ 給水用資機材の調達を行う。
ア. 給水車 イ. ポリエチレン容器 ウ. ろ水機等の資機材
- ⑤ 水道工事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- ⑥ 町のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接市町村又は県に応援を要請する。
- ⑦ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、煮沸飲用及び水質検査を指導する。
- ⑧ 応急給水場所や給水時間、通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- ⑨ 応急給水量は、1人1日20リットルを目安とするが、被災直後は、生命維持のための量である1人1日3リットルとするなど、状況に応じ給水量を増減する。
- ⑩ 災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

第2. 食糧供給計画

【基本方針】

町は、災害発生時における被災者に対し食糧の応急確保に努め、食糧の供給又は給食を行う。

また、災害に備え緊急用食糧の備蓄に努める。

なお、災害救助法が適用された場合「炊出しその他による食品の供与」については、町長は県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】**1. 実施責任者及び実施内容**

- ① 町長は、災害時に備えて食糧供給計画を作成し、これにより食糧の確保及び供給並びに給食を実施する。
- ② 町長は、必要な食糧を確保できない場合は知事に応援を要請する。

2. 配給対象者及び期間

- ① 指定避難所に入所した者。
- ② 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者。
- ③ 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者(医療機関や社会福祉施設等への入院や入所している者も含む。)
- ④ 旅館やホテルの宿泊人及び前記②、③の住家への宿泊人、来訪者。
- ⑤ 食糧供給を行う期間は、町の裁量により決定する。また、災害救助法が適用された場合の期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

3. 給与の内容

- ① 種 別
 - ア. 炊出し(乳幼児のミルクを含む)
 - イ. 食品給与
- ② 供給品目
 - 供給品目は、米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等とする。

4. 給食計画

- ① 平素より住民に対し、避難の際2食分程度の食糧と水を携行するよう周知徹底を図り、救助に至るまでの応急食糧とする。
- ② 応急処置として、備蓄食糧を供給し、給与期間、被災者の実態等の状況に応じて生パン、米飯等の供給を行う。
- ③ 炊出しによる食糧の供給は、原則として包装食によることとし、なるべく保存性のある副食物を添える。
- ④ 炊出しは公民館や公共施設等を利用し、福祉部の職員が立会い指揮することとするが、適当な場所がないとき又は困難なときは、給食業者に依頼して実施する。
- ⑤ 野外の炊飯に備えて、移動炊飯器を整備する。

5. 調達体制

- ① 町は、災害時において町が実施する被災者に対する炊出しその他による食糧・生活必需品を給与するための調達を行う。
- ② 町長は、災害救助法適用後、食糧・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事に対して応援を要請する。

6. 供給方法

- ① 被災者に対する食糧・生活必需品の供給は、町が開設する指定避難所において、指定避難所ごとに、集落等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。
- ② 食糧・生活必需品の供給は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障がい者へ優先的に供給する。

7. 炊出し

指定避難所に収容したり災者、災害地における救助、緊急復旧作業に従事する者等の給食は、次により炊出しを行うものとする。

① 炊出しの対象者

- ア. 指定避難所に収容された者
- イ. 住家の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者
- ウ. 旅行者、一般家庭の来訪者で食糧品の持ち合わせがなく調達できない者
- エ. 被害を受け一部縁故先に避難する者で食糧品を喪失、又は持ち合わせがない者
- オ. 災害地において、救助、応急復旧作業等に従事する者で給食を要する場合

② 炊出し責任者

炊出し給食を行うときは、福祉部の職員が責任者となり、炊出しに必要な原材料の調達管理、食糧の衛生管理に当たるものとする。

③ 炊出しの方法

ア. 炊出しの場所及び輸送

炊出しの場所は、公民館や公共施設において行うものとする。特に炊出し又はこれの運搬等に当たっては、食品の衛生に充分留意するものとする。

イ. 協力団体

炊出しの実施は、婦人会員等の労力奉仕により行うものとする。

ウ. 炊出し物資の確保

炊出し物資の確保については、応急配給による主食糧の確保のほか、副食、調味料、燃料その他炊出しに必要な物資等は、町内の関係機関、生産者、販売業者等の協力を要請し優先提供により確保するものとする。

災害の状況等により町地域内で確保することができないときは、隣接市町村や県に確保又はこれの輸送あるいは斡旋を要請するものとする。

8. 輸送体制

① 食糧・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関等が町と連絡を密にし輸送を行う。

なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を明確にし、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで責任を持って輸送する。

② 道路の損壊等により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している指定避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。

9. 連絡体制

町は、調達計画の段階から食糧等、関係調達機関での連絡体制を確立しておく。

第3. 生活必需品等供給計画

【基本方針】

町は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、地域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

また、県の協力のもと、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

なお、災害救助法が適用された場合「被服・寝具・その他生活必需品の供与又は貸与」については、町長は県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】**1. 実施責任者**

災害救助法が適用された場合、町長は知事の補助執行者として生活必需品等を被災者に給与又は貸与する。

なお、同法第13条の規定により知事が町長に、生活必需品等の給与又は貸与の権限を委任したときは、町長が実施責任者となり実施する。

2. 担当責任者

衣料品等生活必需品物資の供給実施の担当責任者は、総務部長（総務課長）がこれに当たるものとする。

3. 給与又は貸与の対象者

- ① 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水した者
- ② 衣服、寝具、その他日常生活に欠くことのできない必需物資を喪失した者
- ③ 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある者

4. 給与又は貸与の方法**① 配分計画の樹立**

衣料品等物資の給与又は貸与を要する事態が生じた場合は、速やかに被災者の被災の程度、世帯構成、その他必要な事項を調査して県に報告するとともに、世帯別に物資配給計画を立てなければならない。

ア．平素より住民に対し、避難の際必要最小限の身回品を携行するよう周知徹底を図り、救助に至るまでの応急処置とする。

イ．配分については被災地の集落等と協議して配分することとし、調達物資で配分先の決定しているものについては、業者より現地へ直送する方法を考慮する。

ウ．救助又は義援物資等についてもこれに準じて配分する。

エ．配給については、緊急必需度の高い受給地域から迅速かつ適正に実施する。

② 品 目

- | | | |
|---------|---|-----------------------|
| ア．寝 具 | ： | 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団 |
| イ．外 衣 | ： | 普通着の作業衣、婦人服、子供服等 |
| ウ．肌 着 | ： | シャツ、ズボン、パンツ等 |
| エ．身 回 品 | ： | タオル、靴等 |
| オ．炊事用具 | ： | 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等 |
| カ．食 器 | ： | 茶わん、汁わん、皿、はし等 |
| キ．日 用 品 | ： | 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等 |
| ク．光熱材料 | ： | マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等 |
- 以上列記した8種類を原則とする。

③ 物資の調達

知事から現地調達の指示があった場合、又は緊急給与、貸与を要する場合は、町地域内の関係機関、販売業者、所有者の協力を求め、優先提供、借上等により必要物資の確保を図るものとする。

④ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

物資の給与又は貸与を行うときは、支給責任者及び補助者を定め、物資の調達、輸送、保

管を行い迅速的確な配分を行うものとする。

物資の給与又は貸与実施に当たっては、商工会、JA等の関係機関の積極的な協力を求めるものとする。

⑤ 物資の保管

物資の引継を受け又は購入してから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警備等十分な配意をするものとする。

なお、り災者に対しては物資を支給した後の残余物資については、厳重に保管し、県本部の指示によって処置するものとする。

⑥ 物資の調達先

物資の調達先は、町内店舗から調達するものとする。

⑦ 義援金品の保管及び配分

義援金品の保管は、財務課出納室で行うものとし、り災者の被害程度、世帯構成等実態調査を基礎とし、配分計画を立て適正な配分を行うものとする。

第19節 災害ボランティアの受入れ、支援

【基本方針】

災害時における町内外からのボランティアの受入体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的にボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努める。受入れ体制及び支援体制とも町が主体となり、町社会福祉協議会との協力体制のもと実施する。

【実施内容】

1. 災害ボランティアニーズの把握

町、県、日本赤十字社島根県支部等ボランティア関係団体、機関は連携し、被災地のボランティア派遣の要望の把握に努める。

この際、県内外のボランティア団体と密接に情報交換を行うとともに、報道機関を通じて求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2. 災害ボランティアの受付、登録、派遣・撤収

町は、町社会福祉協議会の協力のもと、災害ボランティアセンターを立上げ、また、日赤島根県支部等の支援を受け、災害ボランティア活動希望者の受付、登録、調整、派遣・撤収等を実施する。

① ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

② 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備

個人的なボランティア申出者については、ボランティア団体等が中心となってグループ化を図るなど、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。

③ ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

④ ボランティアの募集

ボランティアの需要に対して不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報しボランティアの募集を行う。

3. 被災地における災害ボランティア支援体制の確立

町、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入れ体制の整備など災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入れ体制についての連絡調整や支援等に努める。

① 現地における対応

町はボランティア関係団体、機関と連携し、庁舎、公民館、学校などの一部を提供するなど、災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整える。被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な事務用品や各種資機材等は可能な限り貸し出し、活動支援を行う。本部を設置した場合は、本部と災害ボランティアの連携が密接に行えるよう配慮する。

② 被災地周辺における対応

被災規模が大きい場合には、被災地の周辺で通信・交通アクセスが良いなど、適切な地域のボランティア関係団体、機関は、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い現地を支援する。

なお、ボランティア関係団体、機関は可能な範囲で被災市町村の協力等に努めるものとする。

る。

4. 海外からの支援活動の受入れ

海外からの支援活動は国が受入れを決定し、国の受入れ計画に基づいて県が受入れるものとし、町はこれに協力する。

5. 留意点

災害ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図る。また、女性ボランティアの受け入れにも配慮する。

第20節 文教対策

【基本方針】

町は、災害時において児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保し、児童等の不安感の解消に努めるとともに学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し応急教育の円滑な実施を図る。

また、学校や公民館等社会教育施設が被災者の避難所等として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

また、災害救助法が適用された場合「学用品の給与」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 実施責任者

文教対策実施については、それぞれの職務権限に従い実施するものとするが、その実施内容は概ね次のとおりである。

① 町 長

文教対策に必要な予算の構成及び執行並びに学用品等の支給を行う。

② 教育委員会

休校措置、学校施設の確保、学用品の調達及び支給の協力等、文教対策諸般の実施を行う。

③ 各校長

児童等の安全保護、応急教育の実施、その他校内災害対策の実施及び学用品等の調達及び支給の協力を行う。

2. 学校の事前措置

① 応急教育計画の策定

ア．校長は学校の立地条件等を考慮し、常に災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき明確な計画をたてておく。

イ．教職員は、校長と協力し、応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。

a．速やかに児童生徒のとるべき行動を指示し、震災直後の児童生徒の人数・安否の確認を行う。それとともに児童生徒の不安の緩和に努める。

b．校内の安全確認を行い、必要であれば立ち入り制限を行い二次災害を防止する。

c．町教育委員会・警察・消防機関・保護者などと連絡をとり、学校の安全確保に必要な支援を要請する。

d．学校の被災状況、児童生徒及び保護者の被災状況、通学路の安全などを確認し、今後の応急教育の内容を検討する。

② 防災訓練の実施

震災に備え、日頃から避難、人数確認、校内の安全確認などの訓練を実施する。

3. 応急教育対策

災害が発生し又は発生のおそれがある場合その他必要と認めたときは、次により教育の応急対策を実施し、児童等の生命の安全と授業の確保を期するものとする。

① 休校措置

災害のため休校の措置を必要とするときは、教育委員会は校長と相互に連絡して実施するものとし、休校を実施した場合は、速やかに町長に報告するものとする。

緊急を要する場合又は連絡不能の場合には、校長による休校の措置をとった後、可及的速

やかに教育委員会に報告するものとする。

ア．授業開始後の措置

災害が終止し、危険がなくなったときは、指定避難所に収容すべき者を除き、できるだけ速やかに保護者に引き渡すものとする。特に、必要がある場合は、地区別に教職員が児童等を保護誘導し、保護者のもとに送り届けるものとする。

イ．登校前の措置

登校前において休校を決定したときは、電話による通報等により周知徹底を図り、混乱を防止するものとする。電話が不通の場合は、連絡員等適当な方法をもって各家庭に連絡するものとする。

ウ．校外活動の場合の措置

児童等の人数を速やかに確認するとともに、安全が確保できる場所への避難を行う。それとともに、学校との連絡をとり状況を報告し指示を仰ぐ。

震災時には、学校との連絡がとれなくなる場合も想定した校外活動計画を作成する。

② 学校施設の確保

被災のため学校施設の全部又は一部が使用できない場合には、次により授業の緊急確保を図るものとする。応急教育実施場所が町内で得られない場合は、町教育委員会は県教育委員会に確保、斡旋を要請する。

ア．同一校内のり災を免れた他の施設を利用する。

イ．町内の他の学校の施設を利用する。

ウ．最寄りの公民館、神社、寺院等を利用する。

エ．天幕、バラック等により仮設施設を設置する。

オ．晴天の場合は、屋外広場を利用する。

③ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

ア．児童等、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

イ．教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、他市町村又は地域住民等の協力を求める。

ウ．学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童等及び保護者に連絡する。

エ．児童等を学校へ一度に受入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ．応急教育の実施に当たって施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

カ．児童等の登下校時における安全の確保に努める。

④ 学用品の調達及び支給

住家に被害を受けた児童等に対する学用品の支給は、次により実施するものとする。

ア．支給対象者

a．住家に被害を受けた小学校、中学校の児童等であること。

b．住家の被害の程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水であること。住家以外の被害は対象としない。

c．学用品がなく、就学に支障を生じているものであること。

イ．支給方法

学用品の支給は、町が実施する。実施担当者は教育委員会とし、校長と連絡しその協力のもとに実施するものとする。

a．支給対象者の調査

災害のため学用品の支給を必要とする場合には、給与の対象となる小学校児童及び中

学校生徒をり災者名簿から被害別、学年別に正確な人員を調査確認するものとする。

b. 教科書の確保

学用品のうち、まず教科書を確保することとし、教育委員会は学校と連絡し、学年別、学科別、発行所別に調査して必要な部数を調達するものとする。

ウ. 支給品目

a. 教科書及び教材 …………… 教科書、準教科書に用いるテキスト等

b. 文 具 …………… ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具画筆、画用紙、下敷き、定規等の類

c. 通 学 用 品 …………… 運動靴、傘、鞆、ふろしき、ゴム靴等の類

エ. 支給の期間

支給期間については、町の裁量で決定するものとする。災害救助法が適用された場合は、法の運用期間のとおりとする。

⑤ 健康管理

災害時における職員及び児童等の健康管理は、特に意を用い感染症予防の立場から必要に応じ、次の事項を実施し万全を期するものとする。

特に、り災した職員及び児童等に対しては、これらの措置を頻繁に行いその健康管理に留意するものとする。

ア. 健康診断

イ. 検便

ウ. 消毒薬液の配置

エ. 給食の衛生管理の徹底

又、心身の健康状態の把握や心の健康相談活動などを行い、心的外傷後ストレス障害等に対しても、スクールカウンセラーを派遣するなど、町教育委員会と連携を図り適切な対応を行う。

⑥ 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会に状況を報告し教職員の確保を要請する。

⑦ 給 食

ア. 給食用物資に被害を受けた場合、町教育委員会はその状況を県教育委員会に報告し、応急給食が必要と認めるときは協議の上実施する。

イ. 避難所等として使用される学校において、その給食施設が被災者炊出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整に留意する。

ウ. 被災地においては感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について特に留意する。

⑧ 転学手続等

被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、所管の教育委員会とも連絡の上、手続は必要最小限のものとなるよう留意する。

4. 学校が避難所等となる場合の対策

① 町教育委員会は、避難所等に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対しその利用について必要な情報を提供する。

又、避難所等として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し的確な情報提供に努める。

② 町教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町と必要な協議を行う。

5. 社会教育施設が避難所等となる場合の対策

① 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所等に供する施設・設備の安全を確認したうえ、

町長に対しその利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所等として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め有効かつ的確な利用に万全を期する。

- ② 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

6. 文化財対策

文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会を經由して県教育委員会に被災状況を報告し、県教育委員会の指示に従い必要な措置をとる。

第21節 廃棄物等の処理

【基本方針】

被害地における汚物による環境汚染を防止するためのし尿、ごみ等の収集処理は、次により行うものとする。

【実施内容】

1. 担当責任者

廃棄物処理実施の担当責任者は、町民部長（町民課長）がこれに当たるものとする。

2. 清掃班の編成

被災地において廃棄物処理の措置を必要と認めたときは直ちに清掃班を編成し、ボランティア団体等の協力を得て廃棄物処理を行うものとする。

清掃班は、原則として町民課もしくは保健課の関係職員をもって編成し、必要なときは他の課から応援を行うものとする。

3. 協力団体等

① ごみ処理

ごみ処理については、婦人会員や地元住民の労力奉仕等により実施するものとするが、必要なときは、許可業者等の協力を得て実施するものとする。

② し尿処理

し尿処理については、邑智郡総合事務組合及び町内関係業者の協力を求め行うものとする。

なお、町内関係業者のみで処理できないと認めるときは、邑智郡総合事務組合関係業者の応援を求めるものとする。

4. 廃棄物の処理方法

① ごみの収集処分

ごみの収集処分については、次により行うものとする。

ア. 優先収集

ごみの収集は、障害物の除去とともに被災地の道路から優先して行い、車両の通行を確保し、ごみ収集の能率化を図り公共施設や人家密集地域等被災状況により順位を定めて集める。

なお、食物の残廃物については、環境衛生上特に速やかに処理する。

土砂その他障害物の堆積により運搬車の運行が困難な地区においては、各家庭に対し町長が定める場所へ搬出するよう協力を求める。

イ. ごみの焼却若しくは埋立て

収集したごみは、原則としてごみ焼却場において焼却するが、焼却することができない場合は、県の指導を受けるものとする。

② し尿処理及び処分

し尿処理及び処分については、次により行うものとする。

ア. し尿の収集

し尿の収集は、原則としてし尿の収集車により行うものとするが、収集車の運行ができないときは、各地区ごとに共同の仮設トイレを設けるものとする。

イ. し尿の処分

し尿の処分は、原則としてし尿処理施設において処理するものとする。

5. 仮設トイレの設置

指定避難所開設等に伴う仮設便所の設置は、民間のリース業者の協力を得て、共同の仮設トイレを設けるものとする。

6. へい獣の処理方法

へい獣の処理については獣畜埋没地へ埋没するものとし、状況により必要とするときは、へい獣及び現場を消毒するものとする。

第22節 防疫及び保健衛生

第1. 防疫及び食品衛生対策

【基本方針】

災害時には、汚水のあふれ出し等により感染症や食中毒の発生が懸念される。二次的な災害としての感染症の発生蔓延の防止、食中毒の発生予防のため、り災者の衛生指導、家屋内外の消毒、感染症の媒体となるねずみや害虫の駆除等の防疫保健衛生活動を迅速に実施し、感染症や食中毒の発生と流行の未然防止に万全を期する。

【実施内容】

1. 実施責任者及び実施事項

感染症の発生予防及び蔓延防止のための措置として、町は知事の指示に従い次の事項を実施する。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・害虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者、又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・蔓延防止が困難であると認めるときは、町は知事の指示に従い当該措置を実施する。

又、町は知事の指示に従い、生活の用に供される水を供給する。

実 施 の 内 容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条の第2項	一類・二類・三類・四類の各感染症 新型インフルエンザ等感染症
ねずみ族・害虫等の駆除	法第28条第2項	一類・二類・三類・四類の各感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条第2項	一類・二類・三類・四類の各感染症 新型インフルエンザ等感染症
生活の用に供される水の供給	法第31条第2項	一類・二類・三類の各感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	

2. 担当責任者

防疫担当責任者は、保健部長（保健課長）がこれに当たるものとする。

3. 防疫班の編成

災害が発生し防疫の措置を必要と認めたときは、直ちに防疫班を編成し、県及び関係機関の指導を得て対策を実施するものとする。

4. 防疫の種別及び方法

防疫の活動は、次の方法によって行うものとする。

- ① 消毒法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項

- ② ねずみ、害虫等の駆除：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項
- ③ 物件に係る措置：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第2項
- ④ 生活の用に供される水の供給：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項
- ⑤ 臨時予防接種の実施：予防接種法第6条

5. 患者に対する措置

一類及び二類感染症患者若しくは病原体保有者が発生したときは、入院を要する者について、県は速やかに感染症指定医療機関等へ患者を移送するとともに、良質かつ適切な医療を提供する。

6. 指定避難所の防疫措置

- ① 指定避難所の衛生管理
指定避難所の衛生管理については、特に感染症の発生に留意し、保健所等関係機関の指導を得て各種消毒の徹底を期するとともに、衛生に関する知識の普及徹底を図り、指定避難所の防疫について万全を期するものとする。
- ② 検病調査
指定避難所における検病調査は、週1回以上できるだけ頻繁に行うものとする。
- ③ 衛生消毒薬等の配置
指定避難所には、便所、出入口等適当な場所に衛生消毒薬等を常備しておくものとする。

7. 防疫用薬剤の調達

防疫用薬剤の調達は、町内関係業者の協力を求め調達するものとし、町内関係業者において調達が困難なときは町外業者の協力を求め調達するものとする。なお、交通途絶等により入手できないときは、県に斡旋又は公給を要請するものとする。

8. 臨時予防接種

- ① 町は、知事に臨時予防接種を指示された場合には、その指示に従い的確に実施する。
- ② 町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

9. 応援協力関係

- ① 町は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施、又はこれら要する要因、及び資機材について応援を要請する。
- ② 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に参加する。

第2. 保健活動

被災地、特に指定避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県、町は、次のように被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて指定避難所に救護所を設ける。
- (2) 保健師が指定避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。
- (3) 保健師による健康相談の結果等より、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は精神科医等によるメンタルヘルスケアチームを派遣し、保健・医療活動を行う。

第3．精神保健活動

町は、保健師を中心に、発生した災害の規模に応じ県が編成する精神保健活動班の精神保健活動を支援する。

1．精神保健活動内容

- (1) 被災者の支援
- (2) 社会福祉施設等との連絡調整
- (3) 被災者の精神保健福祉相談

第4．動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が

- (1) 町は、災害時の飼育動物の餌の調達を県へ要請する。
- (2) 町は、避難所等に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第23節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

【基本方針】

災害による行方不明者の搜索等は第一に実施すべき事であり、民心の安定を図るうえからも防災関係機関、団体等との緊密な連絡をとり搜索、処理、埋・火葬を速やかに実施する。

また、災害救助法が適用された場合「遺体の搜索、遺体の処理、埋・火葬」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 行方不明者の搜索

① 実施者及び方法

行方不明者の搜索は、町が一般町民、ボランティア団体等の協力を得て、搜索班並びに収容処理班を編成し、搜索に必要な車両、その他機械器具等を使用又は借り上げて実施するものとする。実施に当たっては、警察関係と充分連絡を行うものとする。

場合によっては、町長は消防団の出動要請を諮り対応にあたる。

② 応援要請

被災その他の条件により、町において行方不明者の搜索が実施できないとき、又は行方不明者が流出等により他市町村にあると認められるとき等については、県に搜索の応援を要請するものとする。ただし緊急を要する場合にあっては、隣接市町村又は遺体の漂着が予想される市町村に直接搜索の応援を要請するものとする。

③ 期間

搜索期間については、町の裁量により決定する。災害救助法が適用された場合は、島根県災害救助法施行細則第14条の2の規定により、災害発生の日から10日以内とする。

2. 遺体の検分

遺体を発見したときは速やかに警察機関に連絡し、その検分を待つて遺族に引き渡し、若しくは必要に応じ埋・火葬するものとする。

3. 遺体の収容処理方法

① 実施者及び方法

遺体の処理は、町が救護班又は医師により実施するものとし、一般住民、ボランティア団体等の奉仕により、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行うものとする。ただし、町において実施することができないときは、他関係所属の救護班の出動応援を求めるものとする。

遺体の取扱いについては、特に丁重に取扱うものとする。

遺体収容の担当責任者は、町民部長（町民課長）がこれに当たるものとする。

② 遺体処理を行う場合

遺体の処理は災害により社会混乱をきたし、その処理を必要とするときに行うものとし、埋・火葬救助の実施と一致することを原則とする。

③ 遺体処理の内容

ア. 遺体の洗浄、縫合…………… 遺体の選別のための処理として行う。

イ. 遺体の一時保存…………… 遺体の身元鑑別のため相当の期日を必要とし、又は死亡者多数のため短時間に埋・火葬ができない場合等において、遺体を特定な場所（寺院の施設の利用又は寺院等の敷地に仮設）に集めて埋・火葬等の処置をするまで保存する。

ウ. 検 案…………… 死因その他について医学的検査をする。

④ 期間

遺体の処理期間については、町の裁量により決定する。災害救助法が適用された場合は、島根県災害救助法施行細則第14条の3の規定により、災害発生の日から10日以内とする。

4. 遺体の埋・火葬

災害の際死亡した者で、遺族等で埋・火葬することが困難な場合は、次の方法により応急的な埋・火葬を行うものとする。

① 実施者及び方法

埋・火葬の実施は、町において直接土葬若しくは火葬に伏し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

埋・火葬実施担当責任者は町民部長（町民課長）がこれに当たるものとする。

なお、埋・火葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア．事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受け、更に死体検案を受けた後に埋・火葬すること。

イ．身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、埋・火葬すること。

なお、町民部長（町民課長）は、行旅死亡人としての取扱いにより処理すること。

ウ．被災地以外の地に漂着した死体のうち、身元が判明しない者の埋・火葬は、イに準じ行旅死亡人としての取扱いによること。

② 埋・火葬を行う場合

ア．災害の混乱時に死亡した者であること。（災害発生前に死亡した者で葬祭の終わっていない者を含む。）

イ．災害のため、次のような理由により埋・火葬を行うことが困難であること。

a．緊急避難を要するため時間的、労力的に埋・火葬を行うことが困難であること。

b．墓地又は火葬場等が浸水又は流失し、個人では埋・火葬を行うことが困難な場合。

c．経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等入手困難な場合。

d．埋・火葬すべき遺族がいないか、又は高齢者、幼年者等で埋・火葬を行うことが困難な場合。

③ 期間

埋・火葬の実施期間は、町の裁量により決定する。災害救助法が適用された場合は、島根県災害救助法施行細則第14条の規定により、災害発生の日から10日以内とする。

第24節 住宅確保及び応急対策

第1. 応急仮設住宅の建設と被災住宅の応急修理

【基本方針】

災害により家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のために、町は県の協力のもと応急仮設住宅の建設、被災家屋の応急修理を実施し住生活の安定に努める。

また、災害救助法が適用された場合「応急仮設住宅入居者の決定」、「住宅の応急修理」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 実施する応急対策内容

- ① 応急仮設住宅の建設
- ② 災害救助法が適用された場合は、県に建設及び提供の要請を行う
- ③ 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- ④ 災害救助法第4条第6号に規定する災害にかかった住宅の応急修理

2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合、町長は知事が委任する実施方法、実施基準に基づき実施する。

3. 担当責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理実施については建設班長（建設課長）がこれに当たり、総務部長（総務課長）と協議し、その協議を得て行うものとする。

災害救助法が適用された場合は原則として県において実施されるが、知事が町において措置することを適当と認めて委任したときは、その委任された事項について前段の定めに従って実施するものとする。

4. 被災世帯の調査

町は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理等に必要な次の調査を実施する。

- ① 被害状況
- ② 供与対象世帯数の把握

5. 応急仮設住宅の建設

町は家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

建設にあたっては、要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ(寒さ)対策等を考慮する。

① 建設用地の選定

応急仮設住宅の建設用地の選定は、町長が行うものとする。

建設用地の選定にあたっては、できる限り集团的に仮設できる場所とし、公共用地から優先して選定するものとする。なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。また、担当部署において建設可能用地の調書を作成する。

町長は選定した敷地について、契約期間2年以上の土地貸借契約書を作成し、知事に提出するものとする。

② 供与の対象者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者である。

③ 着工期間

災害救助法が適用された場合の適用範囲は、島根県災害救助法施行細則第4条の規定により、災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、期間延期することができる。

④ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が知事の委任を受けて行う。

ただし、状況に応じ知事自ら実施する。

⑤ 供与の期間

供与の期間は、特別な場合を除き応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

⑥ 建築資材の調達

建設のための資材は原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保できないときは、県に対し資材の斡旋又は公給を要請する等、資材確保に努めるものとする。

⑦ 応急仮設住宅の運営

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

6. 被災住宅の応急修理

① 応急修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分について応急修理を実施する。

② 対象者

ア. 住家が半壊（焼）又は流出し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。

イ. 資力に乏しく自力で住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。被災住家のうち借家等については家主等がその修理を行うものとするが、家主等に能力がなくかつ、借家人にも能力がない場合には対象となる。

ウ. 調査書の提出

町長は、民生児童委員その他関係者の意見を聞き対象家屋の順位を定め、その調査書を知事に提出するものとする。

③ 応急修理の方法

ア. 修理箇所

修理箇所は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことができない部分のみを対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まないものとする。

イ. 修理の施工

修理の実施については、委託契約を締結して建築業者に請け負わせて行うものとする。

④ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、民間建築技術者の協力を得て町長が決定する。

⑤ 実施期間

災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理の実施時間は、島根県災害救助法施行細則第11条の規定により、災害発生の日から1か月以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

⑥ 建設資材

前項「5. 応急仮設住宅の建設」に準ずるものとする。

7. 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

町長は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図るものとする。なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

第2. 応急危険度判定活動

【基本方針】

地震発生直後に、建築物が使用できるか又は余震等により倒壊しないかは、専門知識を持たない被災者に応急的な判断は困難である。

そこで、町は「応急危険度判定士」に危険度の判定を依頼することにより、二次災害を未然に防止し住民の生命を保護する。

又、町職員の中にも「応急危険度判定士」の確保を図ってゆく。

【実施内容】

1. 危険度判定の体制整備

町は、応急危険度判定士に被災建築物の危険度判定を依頼し、判定結果を表示することにより建物使用者又は付近住民等に注意を喚起する。

応急危険度判定について、町内で活動する判定士を指揮・総括し、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約・身分保障等について県と緊密な連携をとり体制整備に努める。

又、必要に応じて県に支援要請することとする。

2. 活動要請と準備

① 町は、集合場所の確保、管内図、住宅地図や必要機器の準備等を行う。

② 判定作業は、2名以上のチーム編成とし、担当地区を決め判定作業を実施する。

3. 応急危険度判定士による判定作業

① 判定作業は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」により判定する。

② 判定作業終了後、危険度判定実施本部にその結果を報告する。

③ 余震の状況により、判定作業を再実施する。

第3. 宅地の応急対策

【実施内容】

1. 宅地危険度判定の実施

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次被害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

① 町

地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

第25節 危険物等災害応急対策計画

危険物並びに毒物及び劇物等の保安施設は、震災時における火災、爆発及び流出等により、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。従って、これらの施設については、地震による危険物及び毒物取扱施設の被害を最小限に留め、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

第1. 危険物施設対策

【基本方針】

危険物の保安施設は、震災時における火災、爆発及び流出等により、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。従って、これらの施設については、地震による危険物取扱施設の被害を最小限に留め、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

町及び県、消防機関は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて応急措置を講ずるよう指導する。

【実施内容】

1. 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

2. 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

3. 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

4. 災害発生時の応急活動事態の確立

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

5. 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

6. 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため避難、広報等の措置を行う。

第2. 高圧ガス保有施設対策

【基本方針】

高圧ガス保有施設が被害を受け、ガス漏洩等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

【実施内容】**1. 事業所管理者への措置**

町は、施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

2. 地震防災体制の確立**① 防災組織の確立**

事業所は災害発生後、防災本部を設置し緊急時の指揮命令系統を確保し災害の規模に応じて緊急運転、保有防災、避難救護、広報などの災害防災組織を確立する。

② 情報収集伝達

事業所の防災本部は、災害発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道により災害の規模、被災地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し事業所内各部署に伝達する。

又、高圧ガス保有施設等の被害状況、災害発生状況について、町及び防災関係機関に通報する。

3. 施設の被害状況点検及び応急対策

① 防災担当は、災害発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏洩等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

② 一次点検の結果、災害が発生していない場合においても二次点検としてガスの漏洩点検、保安設備点検等を実施する。

4. 広 報

災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれのある場合、又は不安を与えるおそれがある場合には災害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

第26節 障害物の除去対策

【基本方針】

被災者が当面の日常生活を営むことができるように、住家等に流れ込んだ土石、竹木等の障害物や冬期における積雪等を除去し、及び応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

また、災害救助法が適用された場合「障害物の除去」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 実施責任者

- ① 障害物及び積雪の除去は、各施設の管理者及び町が行う。
- ② 緊急を要する場合又は除去について必要な場合には、各防災関係機関又は県に連絡を取り除去の要請をする。

2. 担当責任者

障害物の除去実施の担当責任者は、建設班長（建設課長）がこれに当たるものとする。

救助法が適用された場合は、予め知事から委任されている障害物除去業務を分担するものとする。

3. 対象物

障害物等（災害を受けた工作物又は物件）の除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- ① 町民の生命及び財産の保護のため除去を必要とする場合
- ② 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ③ 冬期における道路積雪の除去を必要とする場合
- ④ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

4. 実施方法

- ① 町は、自らの組織及び除去車両や機械器具を用い、又は集落等の協力を得て速やかに行う。
- ② 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか周囲の状況等を考慮し、事後障害の起こらないよう配慮して行う。
- ③ 町において実施できないときは、県及び隣接市町村に応援を要請するものとする。

5. 実施対象世帯の順位決定

障害物の除去実施を要すると認めたときは、関係者の意見を聞き対象世帯の実施順位を定め行うものとする。

6. 障害物の保管場所の選定

- ① 障害物の大小により、二次災害の危険性のない安全な場所
- ② 道路交通の障害とならない場所
- ③ 盗難等の危険のない場所

7. その他

- ① 除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象になる。

第27節 除雪計画

【基本方針】

積雪のため地域内の交通が途絶し、又は交通に重大な障害となっている場合は、次により除雪を行い路線の確保を図るものとする。

なお、具体的な実施計画については、毎年度県と協議して定める。

【実施内容】

1. 除雪対策の組織

除雪対策の組織は、除雪の状況によりその都度災害対策組織に準じて組織するものとする。

2. 配備体制

除雪対策の配備体制は原則として建設課もしくは生活環境担当課職員を配備するものとし、必要に応じ助役が応援要員の範囲を定め配備するものとする。

3. 除雪路線の緊急順位

県・国・町の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等考慮し、別に定める除雪計画路線を積雪の状態等によりその都度協議して定める。

4. 除雪機械の配備

除雪に際し除雪機械を必要とするときは町有機械を主とし、借上機械をもって補足するものとし、町域内の当該機械所有者又は県に対して優先貸与又は配置を要請するものとする。

5. 消防団の出動と一般住民の除雪協力

除雪業務実施に当たっては、一般住民の積極的な協力により行うこととし、町長が必要と認めた場合は、消防団の出動により迅速適切な除雪を行うものとする。

6. 除雪の実施

除雪を必要とするときは、建設課長は県が行う除雪路線との調整をなし、除雪業務路線の責任分担、路線の確保、除雪機械の配置、一般住民の協力等具体的な事項を関係課長、消防機関、警察署長と協議決定し、迅速適確な作業を行うものとする。

第28節 県防災ヘリコプターの活用

【基本方針】

町は、大規模災害時において県防災ヘリコプターを活用し、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

【実施内容】

1. 県に対する応援要請

町長は、島根県知事に対して「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

2. 夜間離発着可能なヘリポートの整備

防災ヘリコプターによる防災業務や救急患者の搬送等に対応できるように、夜間利用が可能なヘリポートを拠点的整備に努める。

第29節 被災者相談計画

【基本方針】

災害発生後、精神的に不安な状態にある住民に対しては、その不安を解消するための様々なケアサービスが必要である。

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資などについての相談や様々な要望、苦情等に関する広聴活動を関係防災機関とともに実施し、被害の実情にあった細かな対策を講ずる。

【実施内容】

1. 相談窓口の開設

- ① 被災住民の相談に応じる窓口を開設する。
- ② 被災地避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係各課に連絡して早期解決に努力する。
- ③ 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応ずる。
- ④ 必要に応じて、被災地及び避難所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。
- ⑤ その他、本編第4章「震災復旧・復興計画」第2節 第3.「被災者の相談窓口の設置」に準ずる。